

特別支援教室の設置について～一人一人の子どもの支援の充実のために～

平成 27 年 9 月 29 日
第 13 回懇談会資料

1 特別支援教室の導入の背景と特別支援教室

(1) 発達障害の児童・生徒を取り巻く現状

- 全ての小学校の全ての学級に在籍が推測される、発達障害の児童に対する指導・支援の充実が重要な課題。
- 不登校やいじめ、精神疾患に罹患する児童の増加は発達障害とも関連。
- 知的障害のない発達障害の児童が、通常の学級では、自尊感情を低下させやすいという指摘有り。

(2) 発達障害のある児童の実態

- ① 発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童の割合 ⇒ 小学校 7.7%
「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」
(文部科学省平成 24 年 12 月) より
- ② 発達障害の可能性のある児童のうち、通級による指導が必要と回答した校長の割合 ⇒ 小学校 48.1%
「都公立小学校の校長対象の発達障害教育に関する調査」より

発達障害の児童・生徒は全ての学校に在籍していると推測される。

(3) 指導の現状

- 情緒障害等通級指導学級で指導を受けているのは、以下の理由から一部の児童・生徒にとどまっております。潜在的需要は高い。
 - 在籍学級の指導を受けられないことへの不安
 - 他校に移動する際の児童や保護者の負担
 - 通級指導学級の担当教員と在籍学級担任との連携の図りにくさ

特別支援教室の設置の必要性

特別支援教室とは

(1) 特別支援教室のあらまし

各小学校に特別な支援を行う教室を設置し、教員が巡回して指導するシステム



(2) 特別支援教室設置の意義

- ① 巡回指導教員と担任の協働により、特別な支援が必要な児童に対して、これまで以上に効果的な指導が可能となる。
- ② 通級指導学級への移動に伴う負担が無くなり、潜在的需要への対応を図ることができる。
- ③ 指導内容の充実により、児童の在籍学級における適応力の向上につながる。

2 都の特別支援教室の導入計画

(「特別支援教室の導入ガイドライン」(平成 27 年 3 月))

(1) 導入計画

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<ul style="list-style-type: none"> • 計画策定 • 教職員及び保護者説明会の開催 	準備の整った区市町村から順次実施		全公立小学校に設置 ・全校実施に伴い、現在の通級指導学級を発展的に吸収・廃止

(2) 都の支援策

- 巡回指導教員の配置
- 特別支援教室等に関する施設・設備の確保・整備
- 巡回指導を開始した教員を支援するため、臨床発達心理士等の巡回指導の開始
- 特別支援教室のスケジュール管理等を担うため特別支援教室専門員の配置

3 杉並区の拠点校に対する考え方

(1) 拠点校の設置方式

特別支援教室の導入に当たっては、拠点となる学校と巡回を受ける学校をグループ化することが必要。

右の(2)の視点から、現在通級指導学級が設置されている学校を拠点校とし、今後の全校設置に向けて、グループ内における必要な拠点校の増設を検討。

(2) 通級指導学級エリアによるグループ化

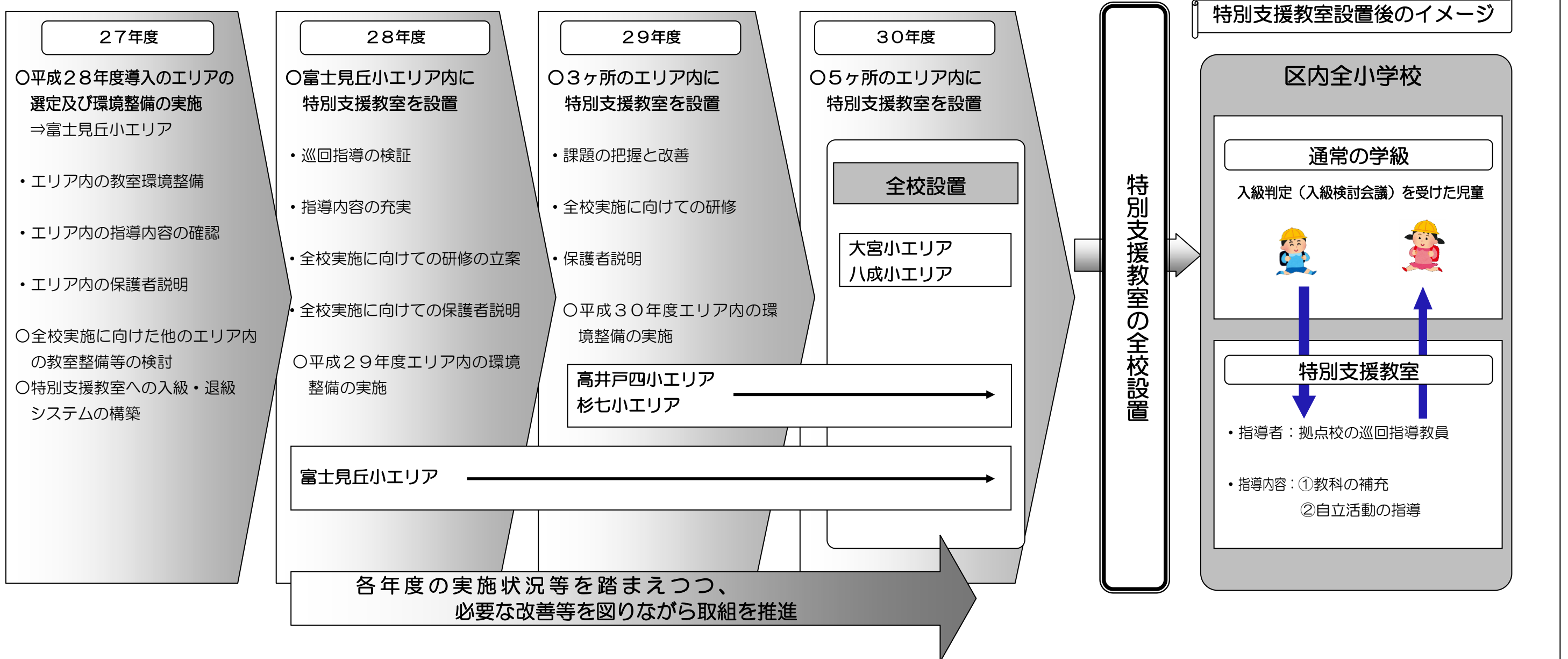
- 富士見丘小エリア
- 高井戸四小エリア
- 杉並七小エリア
- 大宮小エリア
- 八成一小エリア

巡回指導教員が引き続き同じ児童を指導する環境を確保する観点から、現在の通級指導学級のエリアを中心に拠点校と巡回校のグループ化をしていくことが現実的。



通級指導学級のエリアでグループを編成

4 特別支援教室の設置計画



<p>富士見丘小エリア 6校</p> <p>富士見丘小、高井戸小、高二小、高三小、高井戸東小、久我山小</p>	<p>高井戸四小エリア 5校</p> <p>高四小、桃三小、荻窪小、井荻小、松庵小</p>	<p>杉並七小エリア 13校</p> <p>杉七小、杉一小、杉二小、杉三小、杉四小、杉六小、杉八小、杉十小、西田小、東田小、馬橋小、桃二小、天沼小</p>	<p>大宮小エリア 9校</p> <p>大宮小、浜田山小、堀之内小、和田小、方南小、済美小、松ノ木小、永福小、新泉和泉小</p>	<p>八小エリア 8校</p> <p>八小、杉九小、桃一小、桃四小、桃五小、四宮小、沓掛小、三谷小</p>
---	---	---	--	---

《問い合わせ》
特別支援教育課計画係 電話(3311-1921)